

長野県伝統的工芸品指定要綱

制定:昭和57年5月 13 日

57 工第 30 号

改正:令和 5年3月 20 日

4産技第 303 号

(目 的)

第1 この要綱は、「長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例」(令和4年長野県条例第 15 号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定による長野県知事指定伝統的工芸品の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2 この要綱において、「県伝統的工芸品」とは、条例第8条第1項の規定による指定を受けた長野県知事指定伝統的工芸品をいう。

2 この要綱において「団体」とは、工芸品を製造する事業者2者以上を直接又は間接の構成員とする団体をいう。

(指定の基準等)

第3 条例第8条第1項第3号及び第4号の要件の「伝統的」とは、概ね 50 年以上の歴史を有するものとする。

(指定の申出)

第4 条例第8条第1項の規定により、県伝統的工芸品として指定を受けようとする団体は、指定申出書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

2 前項において、団体を形成することが出来ない特別な事情がある法人又は個人が申出を行う場合は、当該工芸品を県内で 12 年以上継続して製造していることの証明を付して、指定申出書(様式第 1 号)を知事に提出するものとする。

(指 定)

第5 知事は、条例第8条第1項及び第2項の規定により指定をする際には、必要な条件を付することができるものとする。

2 知事は、条例第8条第1項及び第2項の指定を行ったときは、その旨を当該団体、法人又は個人(以下、「指定団体等」)に通知するものとする。

(指定の公表)

第6 知事は、条例第8条第1項及び第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公表するとともに、その名称、沿革、製造地域、主要製造工程、伝統的に使用されてきた原材料等を明らかにしておくものとする。

(指定の表示)

第7 第5の第2項の通知を受けた指定団体等以外は、条例第8条第3項の表示をすることはできない。

(報告の徴収)

第8 知事は、県伝統的工芸品を製造し、又は販売する指定団体等(団体を構成する事業者も含む)に対し、必要があると認めるときは、必要な報告を求めることができる。

(是正の指示)

第9 知事は、第8の規定による報告の内容が、条例の趣旨に著しく反すると認められるときは、当該指定団体等に対してその是正のための措置をとるべきことを指示することができる。

(指定解除の通知)

第10 知事は、条例8条第4項の規定により県伝統的工芸品の指定を解除したときは、その旨を公表するとともに、当該指定団体等に通知するものとする。

(補 則)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年5月13日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1

長野県伝統的工芸品指定申出書

年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者名 印
電 話

長野県知事指定伝統的工芸品として指定を受けたいので、長野県伝統的工芸品指定要綱第4の規定により申し出ます。

1. 工芸品の名称

2. 沿革(歴史)

(3)主要原材料

名称	主産地	使用開始年代	成分・特長等

(4)製造地域

--

(5)売上高

年	売上高 (千円)	左のうち伝統的 工芸品売上高 (千円)	主要販売地域	
			県内	県外

(6)従事者数 ※伝統的工芸品に従事している人数

年 月現在	〔 うち伝統的工芸品の製造に従事している人数 〕 人
-------	-------------------------------

4. その他の参考事項

(1)団体の構成員数(法人の従業員数。個人の場合は申出者以外の従業員がいる場合のみ記載)

(2)団体、法人又は個人の事業実施状況

5. 添付書類 別添のとおり

(団体の規約・定款(法人の場合は定款、個人の場合は開業届の写し)、当該工芸品の写真、工芸品を製造する事業者の名簿、事業計画書、団体・法人又は個人の所在地の市町村長の意見書(様式第2号))

様式第2

意見書

年 月 日

長野県知事 様

市 町 村 長 名

長野県伝統的工芸品指定申出書に基づき、下記のとおり意見を申し添えます。

記

1 工芸品名

2 製造者名

3 意見